

加古川市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

平成30年11月14日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17に基づき実施する家庭的保育事業等に対する指導監査について、必要な事項を定める。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、次に掲げる事業とする。

- (1) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (2) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (3) 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
- (4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(指導監査の方針等)

第3条 指導監査は、法令及び「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（平成27年12月24日付け雇児発第1224第2号）」等を基本とし、本市における家庭的保育事業等の運営の実情を踏まえて行い、必要な助言、指導等を行うことにより、適正な運営と利用者保護に資することを目的とする。

2 指導監査の実施に当たり、毎年度当初に実施計画を定めて実施する。

(指導監査の実施体制)

第4条 指導監査は、指導監査所管課その他関係課の職員2人以上をもって実施するものとする。

(指導監査事項)

第5条 指導監査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 事業所の運営状況
- (2) 利用者の処遇状況

(3) その他必要な事項

(指導監査の種別)

第6条 指導監査の種別は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

(一般指導監査の実施方法等)

第7条 一般指導監査は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の4の規定により、1年に1回以上、対象の事業所にて実地により行う。
- (2) 一般指導監査を実施するに当たり、指導監査資料等関係書類を事前に提出させる。
- (3) 一般指導監査は、事前に提出された資料をもとに、事業所の代表者等（以下「代表者等」という。）の立会いを得て関係書類及び帳簿等を検査する。
- (4) 一般指導監査を実地により行った場合は、実施場所等において、代表者等に対して、その結果について講評を行う。

(特別指導監査の実施方法等)

第8条 特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の事項について重点的に実施するものとし、対象の事業所にて実地により行う。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報により、事業運営に不正、著しい不当又は違反があると疑われる場合
- (2) 正当な理由がなく、一般指導監査に誠実に応じなかった場合
- (3) 一般指導監査においての度重なる指摘事項について、改善が認められない状況が継続した場合

(指導監査の実施の通知)

第9条 指導監査の実施に当たり、指導監査を実施する日の30日前までに、当該事業者に対し、一般指導監査の期日、一般指導監査を実施する職員の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。ただし、特別指導監査を実施する場合においては、この限りでない。

(指導監査の結果の通知等)

第10条 指導監査の結果の通知等は、当該事業者に対し、次のとおり行うものとする。

- (1) 法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反（軽微なものを除く。）がある場合又は前年度の口頭指摘事項に対して改善のための必要な措置が講じられていない場合は、当該事項を文書指摘事項として通知し、速やかに改善措置を講じるよう指導する。また、文書指摘事項については、結果通知の日から60日以内に、その改善内容を報告するよう求める。
- (2) 法令等に対する違反であって軽微なものがある場合は、当該事項を口頭指摘事項として通知し、速やかに改善措置を講じるよう指導する。なお、口頭指摘事項については、改善内容の報告は求めない。
- (3) 法令等に対する違反ではないが、保育の内容及び質等の向上のために改善されることが望ましいものがある場合は、当該事項を助言事項として通知し、必要な改善措置を講じるよう指導する。なお、助言事項については、事業者の自主的な改善を指導するものとし、改善内容の報告は求めない。
- (4) 法令等に対する著しい違反がある場合、又は文書指摘事項に対して改善のための必要な措置が講じられていない場合は、当該事項について期限を定めて改善を勧告し、その旨を通知し、速やかに改善措置を講じるよう指導する。なお、当該事項の改善の確認は、当該事業所から報告を受け、必要に応じて当該事業所の実地にて検査を実施することにより行う。
- (5) 法令等に対する著しい違反がある場合、又は正当な理由がなく前号の規定による勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められる場合は、当該事項について期限を定めて改善を命令し、その旨を通知し、速やかに改善措置を講じるよう指導する。なお、当該事項の改善の確認は、当該事業者から報告を受け、必要に応じて当該事業所の実地にて検査を実施することにより行う。
- (6) 法令等に対する著しい違反がある場合、又は前号の規定による命令に従わず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる場合、期限、又は解除の条件を定めて事業の制限又は停止を命令し、その旨を通知する。なお、当該事項の改善の確認は、当該事業者からの報告を受け、必要に応じて当該事業所の実地にて検査を実施することにより行う。
- (7) 法令等に対する著しい違反がある場合、又は前号の規定による命令に従わず、

かつ、他の方法により運営の適正を期しがたい場合、認可の取消を行い、その旨を通知する。

(8) 第5号の改善命令、第6号の事業制限命令若しくは事業停止命令、又は前号の認可の取消（以下「処分等」という。）を行おうとする場合は、指導監査の実施後、当該処分等の対象予定の事業者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

(9) 特に指摘すべき事項等がない場合は、その旨を通知する。

2 こども部長は、当該年度の監査結果について指導監査実施報告書を作成し、その概要を本市のホームページで公開するものとする。

（関係機関への情報提供）

第11条 指導監査の結果及び改善状況等については、必要に応じて関係機関に情報提供するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、こども部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決定の日から施行する。

（加古川市家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設等指導監査実施要綱の廃止）

2 加古川市家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設等指導監査実施要綱（平成28年2月16日 こども部長決定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年3月22日から施行する。